

随意契約結果書

| | |
|--|--|
| 物品等の名称 及び数量 | 令和6年能登半島地震給水支援作業（その3） |
| 契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地 | 分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 三次河川国道事務所長 北木 清治 （広島県三次市十日市西六丁目2番1号） |
| 契約締結日 | 令和6年3月22日 |
| 契約の相手方の 氏名及び住所 | 松江土建株式会社 （松江市学園南二丁目3番5号） |
| 契約金額 | 5,830,000円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。 |
| 予定価格 | 非公表 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。 |
| 随意契約による こととした理由 | 別紙「随意契約理由書」のとおり |
| 備考 | |

随意契約理由書

1. 件名 令和6年能登半島地震給水支援作業（その3）
2. 相手方 松江土建(株)
3. 理由 本件は、北陸地方整備局から中国地方整備局に対する令和6年能登半島地震の被災地に飲料水及び生活用水の給水支援の要請を受け、派遣中の三次河川国道事務所が保有する散水車による現地支援活動を行うものである。
契約の相手方は、災害対策本部からの緊急要請後、『災害応急対策活動等に関する基本協定【工事】』に基づき現地支援活動を行なう期間（2月16日～2月24日、移動期間を含む）の出動について確認した結果、上記業者が本件を迅速かつ適正に遂行できる唯一の業者である。
以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。